

平成25年度第1回宮城県私立学校審議会議事録

1 日 時 平成25年7月29日（月）午後3時00分から

2 会 場 宮城県行政庁舎4階 特別会議室

3 出席者

- (1) 出席委員 松良 千廣, 青木 タマキ, 伊藤 宣子, 佐藤 宏郎, 吉岡 弘宗,
小野寺 靖子, 千葉 雅保, 鈴木 一樹, 遠藤 仁, 徳永 恵子,
阿部 春美, 菅原 道悦
(委員14人中12人出席)
- (2) 欠席委員 星 尚文, 三輪 哲

4 議題

- (1) 委員の所属専門部会の決定について
- (2) 調査審議事項
- ①幼稚園の廃止について（仙台めぐみ幼稚園）
- ②幼稚園の収容定員の変更について（しらとり幼稚園）
- ③高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（仙台育英学園高等学校）
- (3) その他

5 会議の概要

事務局から審議会運営規定により会議が有効に成立している旨、報告があった。

松良議長が審議会運営規定により議長となった。

議長は、議事録署名人として伊藤委員と小野寺委員を指名した。

(1) 委員の所属専門部会の決定について

委員の1人の辞任により、今年度から新たに1人が就任したことに伴う、新任委員の所属専門部会についての決定を行った。

部会に属する委員は、審議会運営規程第8条第3項により、審議会の承認を得て、会長が指名することになっていることから、議長から2つの部会の両方に所属していただいていたかどうかと委員に伺ったところ、異議がなく、新任委員1人は両部会に所属する委員として承認された。

(2) 調査審議事項

①幼稚園の廃止について（仙台めぐみ幼稚園）

事務局から、資料により説明を行った。

本審議会として了承される。

②幼稚園の収容定員の変更について（しらとり幼稚園）

事務局から、資料により説明を行った。

（吉岡委員）

変更理由の中に、現状に合わせた学則定員とありますが、学則定員の変更申請を求めたのは幼稚園からでしょうか。それとも県の指導があつて学則定員の変更申請があつたのでしょうか。学則定員の変更をすることによって何かメリットはあるのですか。

（事務局）

収容定員の件につきましては、震災発生前から収容定員160人に対して100人前後の園児の推移が続いておりましたことから、幼稚園側のほうから収容定員の変更について事前に相談を受けていた経緯がございます。

また今回収容定員を減員することによりまして、教室に空きが生じますが幼稚園側としましてはこの空き教室を利用いたしまして、仙台市幼稚園保育室の設置を検討しているところです。ただ仙台市幼稚園保育室を設置するにしましても今回審議会が収容定員の減員が認められませんかと空き教室を確保することができませんので、今のところ具体的な計画については未定でございますが、将来的にはそういった仙台市幼稚園保育室を設置したいと法人からは伺っております。

（吉岡委員）

園児数が定員を満たしていない状況は、補助金の考え方でも示されているのでそれがいいかたちで幼稚園側に理解されるとよいと思っておりますが、こういうケースの場合には、現実的に定員の見直しを県のほうから促すようなことはないのですか。要するに160人の定員に102人だとか77人であるとか、園児数が定員より多い場合にはそのまま放置するのではなくて見直しをするよう指導があつた上で定員増の申請を行い審議会に諮るのだと認識していたのですが、実員が定員より少ない場合に関して県ではどのような指導を行っているか教えてください。

（事務局）

定員数の指導につきましてはですが、私学文書課といたしましては定員の充足率が極端に低い状況が続いている幼稚園に対しましては、毎年5月に実態調査を行っておりましてその際に運営の現状などを来ていただいた担当の方からお話を伺っております。定員の充足率が低い状況が長年続いている幼稚園に対しましては実態調査後も幼稚園と連絡を取るようによりまして定員の見直しを検討するよう指導をしております。ただし、定員の充足率が低い状況というのは定員超過とは異なりまして法令等に違反しているわけではございませんので、地域や幼

稚園の個別の事情等を法人が考慮した上で定員を変更するにあたっては、最終的には法人の判断になります。ただ私学文書課といたしましては、必ず5月の実態調査などで状況を確認して指導するようにしております。

(吉岡委員)

定員の考え方の部分は定員に達していなくとも実数での判断をするわけですよね。その周りに今から住宅地が増えるというような情報に基づき判断を下すのではなく実数での判断ですよね。

(事務局)

幼稚園の定員につきましては5年程度下回っておりますと、幼稚園に直接お伺いする運営状況調査の際に、将来予測等も含めまして収容定員の減員が続くようであれば収容定員減員の申請を行ってはどうかという説明をさせていただいております。ですから、生徒実員の減少が続いていても例えば幼稚園周辺の宅地開発が進む等の事情があればそれは生徒数の増員要因になりますので、収容定員を減らすよう指導を行うことはありません。収容定員につきましては法人が収容定員減員を是とする考えであれば減員申請を出していただくようになりますが、収容定員の適正化・適正配置という観点から、なるべく適正の数値になるように指導していきます。

その他特に質疑等なく、本審議会として了承される。

③高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（仙台育英学園高等学校）

事務局から、資料により説明を行った。

(佐藤委員)

この通信制というのは3年の課程ですか。4年の課程ですか。

(事務局)

基本的には3年以上となっております。仙台育英学園高等学校では4年を標準課程としております。

(佐藤委員)

普通科や商業科がありますが、これは普通科ですか。

(事務局)

普通科になっております。

(佐藤委員)

何か資格が取れるということはあるのですか。

(事務局)

そういうことはなく、普通科と同じです。

(佐藤委員)

高校の卒業の資格がもらえると。

(事務局)

はい、そうです。

(佐藤委員)

大学検定を受けなくても、大学を受けられるということですか。

(事務局)

はい、そうです。

(松良議長)

今回は秋田と沖縄の追加ということですか。

(事務局)

はい、そうです。

(松良議長)

スクーリング会場は秋田にはないので、仙台に通うということですね。

(事務局)

法人によると、青森県にございます協力校でも授業を受けることが可能であるため、交通の便等、本人の希望によって、青森県か宮城県どちらでも授業を受けることが可能だとのことですので。

(伊藤委員)

授業料1単位6,000円と書いてありますがけれども、通信課程の総合科の場合、卒業認定を得るためには何単位必要となるのですか。

(事務局)

全日制学科と同様ですので、74単位になります。

(伊藤委員)

3年間で74単位修得するというので高校卒業程度の資格が取れるということですね。

(事務局)

3年以上となっていますので、場合によっては4年もしくは5年以上かかる場合もありますが基本的には3年です。

学校の学則上は3年以上となっておりますので、3年間で卒業できるカリキュラムになっておりますが、実際は卒業までに4年間以上在籍する生徒さんが多いということです。

(伊藤委員)

もう一点だけ教えてほしいのですが、スクーリングで仙台育英学園高等学校に入学する場合には宿舎は個人で確保するのか、それとも寮を活用するのですか。

(事務局)

法人に確認はしていないのですが、基本的には生徒が通学手段等を確保することとなると思います。

(菅原委員)

平成25年度で482人の生徒数ということですが、平成24年度の卒業者数を把握していただければ教えていただきたい。

また、沖縄を教育区域に入れた理由のなかに中退者が非常に多いためということがありましたが、現時点で法人が沖縄における生徒数をどの程度見込んでいるのか教えていただきたい。

(事務局)

まず一つ目の卒業生についてなんですけども、在校生は押さえているのですけれど卒業生は手元に資料がございません。申し訳ございません。二つ目の、法人が見込んでいる生徒数に関しましては秋田県で8人、沖縄県で40人を見込んでいるということです。

(菅原委員)

卒業者数については、この場では分からないということですよ。

(事務局)

そうです。卒業者数は把握しておりますが、この場に資料がないため回答できないということです。

(菅原委員)

わかりました。実績に基づいた定員数であるか、また他の通信制課程を持つ学校との兼ね合いの問題もあることから、卒業者数は把握している必要があると思ったのです。

(青木委員)

生徒の入学ですけれども4月ともう一回10月もあるのですか。卒業時期も二回なのですか。

(事務局)

4月と10月の年二回となっております。

(松良議長)

いつでも入学できるということですか。

(事務局)

4月と10月であればいつでも入学できます。

(松良議長)

途中でもいいのですか。

(事務局)

仙台育英学園高等学校の場合は4月と10月です。途中の入学も可能です。

先ほど、菅原委員から御質問のありました卒業生数ですけれども、24年の4月から25年3月までに卒業した数は125人になります。

ただいまの125人の卒業生数のうち10月卒業が31人。3月卒業が94人となっております。

(佐藤委員)

どうして沖縄県なのですか。

(事務局)

それに関しましては、法人に確認したところ、仙台育英学園は国際理解教育を大きな柱として位置付けているのですが、沖縄県では沖縄21世紀ビジョンということでグローバルな教育先進県づくりを目標として掲げ、さらには県立高等学校編成整備計画の多様な学習スタイルや学び直しを必要とする者に十分対応できる教育環境の整備を行うこととしており、法人が目指す教育拠点の広域化及び国際理解教育と一致しているとのことから沖縄県を教育区域としたという説明がありました。

(佐藤委員)

沖縄県の理念と一致したということですか。

(事務局)

はい、そうです。法人が直接沖縄県のほうに出向いて説明を行っているようで、今回区域に入れるという説明をいただいております。

(佐藤委員)

定時制とは違うのですか。

(事務局)

昼間なので、定時制とは違います。

(伊藤委員)

青森県にある光星学園高等学校で学ぶ生徒たちの中に仙台育英学園高等学校の通信制で学ぶ生徒たちが入って、育英の先生方がそのなかで指導を行うと、同じように沖縄県でもコザミュージックタウン内で指導を行うというようなことですね。いつでもそこにいけば指導を受けられるという体制が作られているということでしょうか。

(事務局)

常駐しているということだったので、いつでも指導を受けることが可能です。

(伊藤委員)

一週間のうち何日間学校は開かれているのでしょうか。

(事務局)

水曜日から日曜日までの5日間となっております。

(伊藤委員)

沖縄県で採用された先生が沖縄県にいらっしゃるということになりますよね。

(事務局)

現地で先生を採用して現地に先生が常駐するという体制をとることです。

(菅原委員)

沖縄県にスクーリング会場があると、県としての指導や管理は文書上で行っていくのか実際に現地に赴きやってみようなのか、今の段階で分かる範囲で教えていただきたい。

(事務局)

通信制に関しましては基本的に複数県にまたがるが多く、遠方にスクーリング施設がございますので、なかなか実態を把握するのは難しい場合が多いのですが、スクーリングが適切に行われているかといったことは、通信制学科を運営していく上で基本的なことですので、随時実態調査等で県から法人に指導助言することになると思います。

私立学校につきましては3年に一度学校法人の所在地に伺って運営状況実態調査を行っておりまして、その際に教育課程を含めまして書類審査をさせていただきますので、通信制課程につきましても書類を提出していただいて、状況調査をしていくこととなります。調査を行った結果何か不審な点があれば現地に行き確認したいと考えております。

(松良議長)

スクーリング会場ではどのような学習が行われるのですか。水曜日から日曜日までの週5日スクーリングを行う場合どのような学習内容となるのか教えて欲しい。

(事務局)

先程水曜日から日曜日と説明いたしましたが、原則は日曜日のみ授業を行うということになります。ただ、水曜日から日曜日も教員が何人か常駐しておりますので、日曜日だけでなく他の曜日もスクーリング会場で学習したいという生徒のために開放しているということになります。

(松良議長)

授業ではなく、サポート機能ということですか。出席になるのではないですか。

(事務局)

基本的には授業を行うのですが、生徒による自主学習で使用する場合もあります。

(松良議長)

サポート機能と言ってよろしいですか。

(事務局)

はい、そうです。

(松良議長)

日曜日は授業ですか。

(事務局)

はい、そうです。

(徳永委員)

沖縄のスクーリング会場であるコザミュージックタウンについて、学習環境が整備された施設であるのかイメージがつかないのですが、そのあたりはいかがですか。

(事務局)

コザミュージックタウンにつきましては沖縄市が進めている地域再生計画の拠点として賑わい創出事業、人材育成事業及び産業化支援事業などを通じて地域の活性化を目指した施設であり、社会教育の色合いが強いと聞いております。

(徳永委員)

資料の配置図に、飲食店舗と書いてありますので、気になったのですが。

(事務局)

飲食店が入る予定だったということです。

(伊藤委員)

校長先生や教頭先生、主幹教諭等が沖縄に行き教育実態を見るのか、それとも現地の沖縄に任せることになるのか。

(事務局)

沖縄に教頭先生が常駐することになっており、青森には現在教頭先生が常駐しております。通信制の教頭先生ということで青森に1人、沖縄に1人別々に常駐することとなっております。

(菅原委員)

青森の会場については非常に教育体制、環境が伴っており、近距離というのもあって、県としての指導体制、状況把握も比較的平易であると思うが、沖縄のコザミュージックタウンについては、資料から公設民営であるということや、教室の配置については把握できるのですが、通信制課程への進学については、事情があって通信制を選択した生徒が大半であると考えられ、そういった生徒たちに対するサービスを仙台育英学園として行うに当たり、教員等が常駐するとはいえ、今回の事務局の説明と資料のみの情報では委員の一人として不安がないわけではない。事務局から十分に育英学園に運営について、また、生徒たちの教育効果が上がるような人的、物的な支援を進めてほしいと伝えていただければと思います。

その他特に質疑等なく、本審議会として了承される

(3) その他

(吉岡委員)

今からいろいろなケースの幼稚園が出てくるのかなと推測はされるのですが、先ほどのしらとり幼稚園ですが空き教室を利用しての定員減員は、認定こども園が進められている時代背景に原因があるのかなと。定員を変更する際は、現状に合わせた定員の見直しというような表現でないかと審議会で提出する理由にはならないのでしょうか。認定こども園や仙台市の保育室など、地域に根ざした幼稚園として位置づけをキープするためにいろいろな部分で頭を痛めていますが、この審議会の案件の表現が現状に基づくような見直しをした上で審議しますというスタンスになっているのならば、先ほどのしらとり幼稚園のように実は仙台市保育室を考えているということや幼稚園側から話があった際は、それを事務局側でしっかり説明をしてほしいと思いますし、また、県は認定こども園の審議をどのように行うのか疑問に思います。平成27年度から認定こども園を進めるという時代背景がありながら、認定こども園は定員の考え方を基にした判定を行わないと、認定こども園としての捉え方が誤りになるわけです。平成27年度からどのように進めていけばいいのだろうという部分では仙台市の幼稚園も頭が痛い部分です。仙台市の幼稚園が認定こども園になるがゆえに預かり保育を完備しようという動きがあることや、定員の考え方、未使用の保育室を活用するという考え方もあるだろうし、そういう部分について審議会で判定される部分が実員の数として判定されなくてはならないのか、または、これからの社会変化に対応して判定すべきなのか、その辺もはっきり県で私は示してもらいたい。認定こども園になったとき

にどこの部署が審査するのですか。それが分からないまま認定こども園にしたら、寄付行為の変更や、幼稚園部分と保育園部分の面積の按分の考え方や、保育室における厚生労働省の考え方や文部科学省の考え方の相違について、文部科学省は一人当たりの㎡数で厚生労働省よりは考えやすいと思いますが、その他にも園庭の面積等についても考え方を示してもらえないと幼稚園は動けないし、先程のしらとり幼稚園の収容定員減員の案件の際に事務局側から一時的に人数が減ったという説明があったが、仙台市保育室を設置する予定があるといった模索の部分についても把握しているならしっかり説明していただきたいと思います。再度話しますが、認定こども園について宮城県の場合は県が動かないために、みんな不安に思う部分があるのではないかと。行政が動かないと進まないような地域に関してはおそらく市町村が動かすのだろうと思います。まだまだ宮城県の考え方が見えてこないのは、国の方針が定まらないからなのかもしれませんが、幼稚園も頭が痛いのです。また、仙台市と県で認定こども園について考え方の乖離があるような気がしますし、不安な部分があります。幼稚園の認定こども園についてしっかり方向性を示してもらわないと大変困ります。

定員の充足について、5年の目安期間があるという説明があったが、5年という期間についてはどういう根拠で5年という期間設定をしているのか、また、定員が満たない状態で5年間待たないと申請が上がってこないという考え方はいけないと思います。収容定員について県から減員を行うよう指導をする場合の基準等があればお示しいただきたいと思います。

(千葉課長)

収容定員の学則変更につきましてはしらとり幼稚園の場合は先のような理由ですが、まだ仙台市内の保育園も動いていないということで、前向きなことに利用したいといったことに対して駄目ということではなく、あくまでも法人の申請内容を前面に出して審議会で説明させていただいております。また、5年の目安については後ほど小形班長から説明します。

認定こども園の話ですが、平成27年度から大きな改正があります。消費税増税に伴う税収を財源に国でも子ども・子育て会議で検討しているところでございます。吉岡委員の話にありましたとおり、幼稚園部分についてはうちの課としてもあまり積極的には見解を示しておりませんけれども、子ども・子育て会議の関係もありますので、十分連携しながら積極的に国からの情報を伝え、県としてどういう動きが可能なのかお知らせしたいと思います。

仙台市で動いているのは平成27年度からの子ども子育て新制度の前倒しということで安倍内閣の待機児童解消加速化プランという計画のもと、認定こども園を増やそうという動きがあります。そのなかで私立幼稚園については預かり保育を充実しましょうという方針が出されています。ただこれについては認定こども園になるというのは従来改正前の基準でやっておりますので県の担当課としては保健福祉部がメインでやっておりますけれども、今のような話がございますので対応としては積極的に新制度を見据えて当課でも動いていきたいと考えております。

5年というのは特に決まった基準があるものではなく、5年程度定員の50%を下回った場合ということです。定員変更については法人の考えになりますので、5年程度下回っているときには、当課としましてはそろそろ定員の変更を考えたらどうでしょうかという話をするのみで、定員を下回っているから申請を必ず出さなければならないという話ではありません。

(吉岡委員)

市町村と県で相違がでないように県では、スピードアップしていただけるとありがたいなと思います。

(佐藤委員)

保育園の認可については私立学校審議会の諮問事項ではないですよ。そして認定する場合も別の審議会への諮問が必要となりますよね。そうすると認定こども園の認可にあたっての審議というのはどの審議会で諮るのか疑問に思います。

(事務局)

今佐藤委員から質問のありました新制度における認定こども園の認可についてですが、まず認可の基準については国の子ども子育て会議のほうで基準について検討されているところです。新制度の認定こども園の認可につきましては同じように審議会を設置して認可することになっております。子育て支援課のほうで委員を選定して審議会の準備を進めております。佐藤委員からお話がありました佐藤委員の幼稚園が認定こども園になられたときに審議会のほうにかけなかったということですが、現行の認定こども園につきましては、原則として、幼稚園の設置基準、保育園の設置基準それぞれに抵触していないかどうかを確認します。佐藤委員の場合につきましては幼稚園のほうは基準を満たした上で、保育園は別に設置されたことから、幼稚園については定員等変更がなく設置基準に影響がございましたのでこちらの審議会にかかる案件ではございませんでした。同じように認定こども園ということで今年の7月1日から運営している幼稚園も1園ございますがこちらも同じように幼稚園の設置基準のほうには全く影響はないかたちで未満児を収容する保育園を新たに設置しましたのでこちらのほうも私立学校審議会の審議を経ずに認定こども園になったケースもございます。私立学校審議会で諮る案件というのは例えばしとり幼稚園のケースでもございましたが幼稚園のほうの空き教室を使う場合にはまず定員数の変更が大前提になりますのでそうした場合はこの審議会にでてくる可能性があります。ただし、幼稚園の設置基準で収容定員の変更を要しないので審議会にかかることなく認定こども園に認定されるケースもあります。以上でございます。

6 その他

平成25年第1回専門部会の開催について、事務局から説明を行った。

以下、 余白

上記の議事を証するため、ここに議事録を作成する。

議事録署名人

平成 年 月 日

氏名 _____ 印

平成 年 月 日

氏名 _____ 印